

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 基本協定書（案）に関する質問に対する回答

番号	頁	条	項	号	質問	回答
1	1	2	2		「静岡市清水駅東地区文化施設PF1事業者選定審査会」のメンバーは、実施方針本文6ページの「清水駅東地区文化施設整備事業者選定審査会」の審査会委員と同一と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	1	2	3		「乙は、本件事業に係る甲の要望事項を尊重しなければならない」との記載がありますが、同条2項の「PF1事業者選定審査会」の要望事項とどちらを優先すべきでしょうか。	両者の要望事項が矛盾することは想定されず、優劣はありません。
3	1	3			原資定款について「認証済原資定款」とは、「認証済原始定款」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。原案を修正します。
4	1	3	1	本文	認証済原資定款は認証済原始定款の誤りでしょうか。	通番3参照。
5	2	3	1	(1)	事業予定者の最低資本金額を10,000,000円以上と定めた根拠をお示し下さい。	事業予定者による安定的な事業遂行に関して必要との判断です。
6	2	3	2		本基本協定書締結後、事業予定者設立までの間に、やむをえない事情で乙の構成員のいずれかの者が出資できなくなった場合、残存構成員間でその出資を引き受けるもしくは協力企業が新たな構成員としてその出資比率を継承することは認められるのでしょうか。	原則として認められません。出資できなくなった経緯の詳細や新たな出資者となる者に関する詳細等について、事前に書面により承諾願いを甲に提出した上で、甲から書面による承諾を得る必要があります。
7	2	3	3		「事業期間中、必ず事業予定者に出資し・・・」となっておりますが、これは「事業期間を通して常に出資を行う」との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
8	2	3	4		「乙の構成員のうち事業予定者の株主となる者」とありますが、実施方針では参加表明時に明記する構成員はすべて事業予定者に出資するとあります。構成員にならない株主（「乙出資者以外の株主」）は参加表明書には明記しなくてよいと考えてよろしいでしょうか。	乙出資者以外の株主についても参加表明書に記載するものとします。詳細については、入札説明書等にて示します。
9	2	3	6		事業予定者設立後、本件特定事業契約締結までに増資を行い、乙の構成員以外の者が新たに出資者となることは認められるのでしょうか。 また、本件特定事業契約締結後に増資を行い、乙の構成員以外の者が新たな出資者となることはいかがでしょうか。	前段：認められません。 後段：増資の必要性や理由、新たな出資者に関する詳細等について、事前に書面により承諾願いを甲に提出した上で、甲から書面による承諾を得る必要があります。
10	2	4	1		「本件特定事業契約が終了するまで・・・」とは、「事業期間が終了するまで・・・」と同義と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	質問	回答
11	2	4			<p>担保権設定について 「甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。」とあります。 「事業予定者」が金融機関等から本事業を遂行する上で計画する資金調達（具体的には融資）に限っては、提案書提出時点でご承諾いただいているものとし、この限りで無いとしていただけないでしょうか。 上記質権設定の承諾をいただけないと落札者決定後、万一、ご承諾いただけなかった場合、提案書どおりの資金調達が不可能となり、事業自体の遂行が不可能となるリスクをはらんでしまうこととなります。</p>	市と金融機関とで別途直接協定の締結を予定しています。
12	2	5	1		(1)設計業務に係る構成員又は協力企業名、(2)建設工事業務に係る構成員又は協力企業名、(3)維持管理業務に係る構成員又は協力企業名、(4)運営業務に係る構成員又は協力企業名の箇所は、実際の企業名を記載すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	2	5	1		設計・建設・維持管理・運営以外の業務（例えばファイナンスアドバイザー業務等）を担当する構成員がいる場合には、かかる業務を追記していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	2	5	1	2	「工事監理業務」は建設工事業務に含むとありますが、実施方針では工事監理業務と建設業務は兼務できないことになっています。どのように解釈すればよろしいでしょうか。	原案を修正し、「(3)工事監理業務に係る構成員又は協力会社」とした上で、次号以下を繰り下げます。
15	3	5	2		文中“その他の業務を委託し、又は請け負わせたことを証する書面”という記述がありますが、ここでいう“その他の業務”とは何を指しているのでしょうか。あるいは、この部分は誤植と考えてよろしいのでしょうか。	事業予定者がその業務に関して構成員又は協力企業と締結する全ての契約に関して証左となる書面を提出必要があります。なお、「その他の・・・証する書面」です。
16	3	5	2		業務委託・請負契約締結後に、同契約書の写しの他に市に提出する「その他の業務を委託し・・・書面」とは具体的にどのような書類でしょうか。	通番15参照。
17	3	5	3		「受託者等は、・・・」ではないでしょうか。（協力企業も同様ではありませんか。）	ご理解の通りです。原案を修正します。
18	3	6			第6条4項に規定する高額な違約金は、本文に記されている「本件事業又は本件特定事業契約に関し、...」(1)～(3)の事由が生じたときに課されるのであり、本件事業とは無関係の別事業で指名停止措置などがあっても課されない、と解釈してよろしいでしょうか。	乙の構成員又は事業予定者の責めに帰すべき事由により契約を締結しなかった場合に適用されます。

番号	頁	条	項	号	質問	回答
19	3	6	4		<p>落札者決定後に、乙の構成員が静岡市の指名停止を受けた場合の資格の有無等については、入札公告などが未公表で静岡市の方針は不明ですが、</p> <p>「本件本事業又は本件特定事業契約に関する以外の事由」で乙の構成員が静岡市の指名停止を受け、静岡市が本件特定事業契約を締結しない場合も、3/100或いは10/100の金額が課せられるということでしょうか。</p> <p>の場合において3/100或いは10/100という率は、あまりにも落札グループにとって過酷な措置ではないでしょうか。</p> <p>この率の根拠をお示し願います。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>変更予定はありません。静岡市契約規則第14条第1項及び同規則第35条第1項参照。</p>
20	3	6	4		<p>落札者決定後に、乙の構成員が静岡市の指名停止を受けた場合の資格の有無等については、入札公告などが未公表で静岡市の方針は不明ですが、市議会が乙に関し何らかの理由で契約議案を否決した場合も、この項が適用されるという意味なのでしょうか。</p> <p>ご教示願います。</p>	<p>理由により異なります。</p>
21	3	6	4		<p>事業契約違約金について当該項目を削除いただけないでしょうか。</p> <p>他のPFI事例を参考にしますと違約金を求めることで応募者がゼロという案件が多数散見されており、また、PFI自体を中止にされた自治体もございます。</p> <p>広く民間応募者を募るという観点からご再考いただけないでしょうか。</p>	<p>変更予定はありません。</p>
22	3	6	4		<p>ここで規定している「乙の構成員のいずれかの者又は事業予定者の責めに帰すべき事由(略)により本件特定事業契約を締結しない場合」とは、甲が判断し特定事業契約を締結しない場合ということでしょうか。</p>	<p>質問の趣旨が不明です。通番18参照。</p>
23	3	6	4		<p>ここで規定している「乙の構成員のいずれかの者又は事業予定者の責めに帰すべき事由(略)により本件特定事業契約を締結しない場合」には、議会による本件特定事業契約締結の否決は含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>含まれます。</p>
24	3	6	4		<p>ここで規定している「乙の構成員のいずれかの者又は事業予定者の責めに帰すべき事由(略)により本件特定事業契約を締結しない場合」とは、本件事業又は本件特定事業契約に限らず、本条第1項の各号の事由が生じた時や実施方針 3(3) に規定されている指名停止基準に該当する場合も含むと理解すべきでしょうか。</p> <p>また、指名停止基準に該当することが問題となるのは、いつからいつまでと考えるべきでしょうか。</p>	<p>前段：通番18参照 後段：入札説明書等にて示します。</p>

番号	頁	条	項	号	質問	回答
25	3	6	4		本項は、甲が本件特定事業契約を締結しない場合の乙が甲に支払うべき違約金について言及されているものと考えますが「乙の構成員のいずれかの者または事業予定者の責めに帰すべき事由により本件特定事業契約を締結しない場合は・・・」については、本条第1項同様「本件事業又は本件特定事業契約に関し、」が前提ではないのでしょうか。	通番18参照。
26	4	8	1		「バックアップ体制」とは、事業予定者が委託し又は請け負わせる設計、建設、維持管理、運営の各業務について、バックアップサービスを整備するというのでしょうか。	バックアップ体制等については、事業者にて判断して下さい。
27	4	8	2		「乙の構成員は、・・・について、相互に当該業務の実施を補完し、支援するものとする。」とあります。「相互に」とは、同一の業務を複数の構成員または協力企業が担当する場合、その構成員と協力企業が相互に補完・支援し合う、という意味と考えてよろしいのでしょうか。	具体的なバックアップ内容については、事業者にて判断して下さい。
28	4	9			本基本協定書締結後、乙が第7条に定める準備行為に着手し、結果的に「議会の不承認」に起因して事業契約の本契約の締結に至らなかった場合も、既に乙がかかる準備行為に関して支出した費用は乙の負担となるのでしょうか。	ご理解の通りです。
29	4	9			乙に責任がない場合において、議会承認が得られない状況が発生した場合も、SPCの被った損害は請求できないということでしょうか、ご教示ください。	通番28参照。
30	4	10			1項2項とも、乙の構成員いずれかの者に不正が生じて乙は「互いに連帯」して支払う、と記載されていますが、SPCの内部的な取り決めで「不正を生じた企業のみ違約金支払い義務が生じる」として、構いませんか。本協定書(案)とは矛盾点もありますが、より現実的と考えます。	事業予定者の内部取り決めは事業者にて判断して下さい。なお、本条項の変更予定はありません。
31	4	10	1		第6条とほぼ同内容であると解釈してよろしいのでしょうか。すなわち「本件特定事業契約に関し...」談合行為や不正が行われた際に乙の違約金支払いの義務が生じるのであり、全く無関係の別事業で何らかの不正があっても指名停止措置等があっても甲の違約金請求はない、と解釈してよろしいのでしょうか。	通番18参照。なお、比率については記載を「100分の10」に修正します。
32	7	別紙1	本文		「落札者の構成員でない者が保有する事業者の株式・・・」との記載がありますが、参加表明時点では出資のみする者は明記しなくてもよろしいのでしょうか。	乙出資者以外の株主についても参加表明書に記載するものとします。詳細については、入札説明書等にて示します。
33	9	別紙2	前文		出資保証書は誓約書の誤りでしょうか。	ご理解の通りです。原案を修正します。